

第 3 7 回 芦屋市建築審査会 会議要旨

日 時	平成19年4月23日（月） 15：00～17：00
場 所	分庁舎2階 中会議室
出席者	会 長 今中利昭 会長代理 山崎古都子 委 員 中山克彦，小浦久子，糟谷佐紀，廣田 誠 審査請求人 A氏，B氏，C氏，D氏，E氏（芦屋市民，代理1名含む） 事務局 建設部建築指導課
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> 芦屋市建築審査会条例施行規則第3条に基づき，審議を部分公開とした。
傍聴者数	3人

1 議 題

(1) 議案第1号

指定確認検査機関がなした建築確認処分の取消しについて(山芦屋町)

(事務局より概要説明)

今中会長： 審査請求人の強い希望により，陳述書の提出と口頭による陳述を行うことを認める。

請求人： 今回の審査会では請求者の出席は不要であると聞いたが，審査委員に直接意見を聞いて頂きたく，意見陳述を要望し本日に至った。

社会的背景を考慮した中で，当該確認に係る審査内容は不十分であるように感じる。

当該地は湧水が多く，断層もあり，過去に大きな被害も受けている。通常とは異なる特殊事情がある。

今回の計画に係る設計業務全般は無資格者によって行われており，本人もそれを認めている。

当該地の地盤は複雑な地形であるが，簡単な調査で最も不安な摩擦係数0.5を単純に採用している。

水を含むと摩擦係数は激減するが，現在の設計では湧水による影響はないとして建築確認を受けている。

建築物の滑りに対する安全率についても，必要な数値を満たしていない。もし横滑りを起こせば，周辺住居にも大きな被害をもたらす。

今中会長： 請求人の意向は十分に理解している。それを踏まえた上で審議を行う。

請求人及び傍聴人が退席した後，審査会で審議を行った。

〔審査会の判断〕

当該建築物の設計は，確認申請に記載されている設計者が，そのものの責任において設計したと認められる。よって，当該設計は，法第5条の4に抵触していない。

建築物の滑動抵抗の係数は，0.6をとり得るところを低減していること及び根入れ効果による滑動の低減が期待されることから，滑動抵抗の係数0.5を採用することができる。このことから，建築物の滑り出しに対する安全確保の確認が欠落していると審査請求人の主張は認められない。

本件建築計画の建築確認申請に当たっては，一級建築士が設計した設計図書が添付されていること，建築物の構造耐力についても，地盤調査の結果に基づいて設計され

たものであることが確認できる図書など、処分要件を具備する必要な図書等が提出されている。指定確認検査機関は、この提出された設計図書等を審査して適法であることを確認した上で、本件処分を行ったものであると認められる。

〔 裁 決 〕

本件審査請求を棄却する。

2 報告事項

- (1) 地盤面の算定方式の取扱い基準の見直しについて
- (2) 道路内に防災倉庫を新築する件（翠ヶ丘町）
- (3) 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件（岩園町）
- (4) 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を新築する件（月若町）

事務局より報告事項の説明を行った。

以 上